

働き方改革の推進について

1 職場環境改善支援（新規）

(1) 働き方改革普及員の派遣

働き方改革普及員が県内企業を個別訪問し、長時間労働の是正や仕事と家庭が両立できる「働き方」の必要性等について周知・啓発することにより、愛知県ファミリー・フレンドリー企業への登録促進を行うとともに、当事業へ参加する企業の開拓を行う。

○派遣対象：県内企業 100 社

(2) 働き方改革スタートアップセミナーの開催

企業の人事労務担当者等に対し、働き方改革実践企業の事例紹介や働き方改革導入の必要性・方法を説明する。

日時：平成 29 年 7 月 24 日（月）14:00～16:00

場所：愛知県産業労働センター（ウインクあいち）

定員：100 名

内容：働き方改革実践企業の事例紹介

働き方改革の必要性、アドバイザー派遣等の説明



(3) 働き方改革アドバイザーの派遣

社会保険労務士等の専門家を派遣し、長時間労働削減や休暇の取得促進など働き方改革に関するアドバイスを実施することで、企業の自主的な取組を支援する。

○派遣回数：15 企業×5 回

(4) 取組報告会の開催

働き方改革アドバイザーを派遣した企業の取組紹介やグループワーク等により、働き方改革に積極的に取り組む企業の輪を広げていく。

○実施回数：中間報告 1 回×3 組・最終報告 1 回×3 組

○規模：50 人

(5) 企業説明会の開催

当事業に参加した企業による再就職を希望している方等への企業説明会を開催し、企業の人材確保と就労支援を実施する。

○参加企業：30 社

<事業実施スケジュール>

4 月～6 月	7 月～9 月	10 月～12 月	1 月～3 月
	○7/24 事前セミナー	○11 月頃 中間報告会 ○12 月頃 企業説明会	○2 月頃 最終報告会
	普及員個別訪問 (6 月～3 月)		
	アドバイザー派遣 (9 月～1 月)		

2 若者職場定着支援（新規）

(1) 「若者職場定着サポーター」養成支援講座の開催

各企業の中で若者の指導・相談に対応できる人材の養成を支援するため、「若者職場定着サポーター」養成支援講座を 2 回開催する。

○第 1 回 8 月 24 日（刈谷市内） 自動車産業、地域創生産業向け

○第 2 回 12 月頃（名古屋市内） 観光集客産業向け

対象：県内企業（事業主、人事労務担当者、若者の配属先の指導的立場にある者等）

定員：各回 70 人

講師：社会保険労務士

(2) 実態調査・事例集作成、セミナー交流会、会社合同説明会の実施

現代の若者の意識並びに企業の定着に向けた取組等について調査を行い、定着の助長要因及び阻害要因等の職場環境の状況を明らかにし、若者の定着が顕著な企業の好事例等の結果をリーフレットにまとめるとともに、県ホームページで情報発信する。

また、若者職場定着サポーター等を対象にしたセミナー及び交流会を開催し、調査結果の普及とともに、サポーター間の交流の促進により、企業同士の課題や成果の共有を図る。

さらに当事業において職場定着を進める企業を対象に合同説明会を開催する。

○調査対象企業：1, 100 社以上（自動車産業、地域創生産業、観光集客産業）

○事例集部数：5, 000 部

○セミナー交流会：3 回、参加者 300 人（名古屋市内）

○定着促進企業合同説明会：1 回、参加企業 20 社、求職者 200 人（名古屋市内）

(3) 「若者職場定着支援アドバイザー」の派遣

社会保険労務士を「若者職場定着支援アドバイザー」として登録し、企業の求めに応じて派遣する。アドバイザーが各々の企業に適したアドバイス等の実施することにより、定着の取組への支援を行う。

○派遣先：(1) の養成支援講座の受講企業を対象

○実施回数：25 回（1 企業につき 3 回を限度）

○派遣開始時期：7 月

<事業実施スケジュール>

4 月～6 月	7 月～9 月	10 月～12 月	1 月～3 月
	○8/24 養成講座(第 1 回)	○12 月頃 養成講座(第 2 回)	○1～2 月 セミナー交流会 ○2～3 月 合同説明会
	実態調査・事例集作成 (6 月～12 月)		
	アドバイザー派遣 (7 月～3 月)		